

別紙 用語の定義

公告時配布資料等において使用する用語の定義は、それぞれの本文中において特に明示されたものを除き、次の通りとする。

- (1) 「本業務」とは、実施設計段階において技術協力業務受託者が施工者の立場から技術協力提案及び技術支援を行う業務を指す。
- (2) 「本工事」とは、複合施設の新築工事を指す。
- (3) 「複合施設」とは、教育センター、子ども発達センター、子ども家庭センター、保健センター、休日・準夜急患こどもクリニック、サポートセンター町田、木曽地区協議会、東京都立児童相談所を総じて指す。
- (4) 「公告時配布資料等」とは、本プロポーザル公告時に配布された、プロポーザル説明書、事業者選定基準、様式集、技術協力業務委託特記仕様書（案）、基本協定書（案）、パートナーシップ協定書（案）、業務委託契約書及び契約約款、業務委託契約約款特記事項（案）、工事請負契約書及び契約約款、工事請負契約約款特記事項（案）及び基本設計図書に加え、参加表明に関する質疑回答及び技術提案書等に関する質疑回答を指す。
- (5) 「技術提案書」とは、本プロポーザルにおいて参加者が市に提出した提案書を指す。
- (6) 「技術提案」とは、本プロポーザルにおいて参加者が市に提出した提案書内の提案を指す。
- (7) 「技術協力提案」とは、技術協力業務受託者が実施設計段階において発注者及び設計者へ行う提案を指す。
- (8) 「工事費内訳書」とは、設計者が作成する細目ごとの数量を指す。
- (9) 「工事費内訳明細書」とは、設計者及び技術協力業務受託者が作成する金額入りの工事費内訳書を指す。
- (10) 「精算見積書」とは、技術協力業務受託者が作成する発注者との見積合せに用いる見積書を指す。